

神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者制度

NO	質問項目	質問	回答
1	募集要項P5 4(1)エ(ア)法人等の 自主事業として行う 業務がある場合 募集要項10ページ 9(5)イ自主事業	募集要項5ページの「4(1)エ(ア)に法人等の自主事業として行う業務がある場合」自主事業の実施計画書及び収支計画書の提出とありますが、これは募集要項10ページの「9(5)イ 自主事業(施設の設置目的や特性を踏まえた施設の利用者数及び利用率の向上に資する講座等の実施)」に該当する事業以外の事業と考えてよいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	募集要項P8 9(1)エ労働プラザ全 体に係る光熱水費 及び電話料の支払い	レストランの電気代は高額になることが想定されますが、独自に計量するのでしょうか。事務室と同様の面積按分により算出する予定なのでしょうか。	電気代については、照明及び厨房機器等の使用量が計測可能な部分については実績値に基づき算出し、その他空調等は面積按分により算出する予定です。
3	募集要項P10 9(5)ア広報業務	「県のたより」へのPR掲載について、他の指定管理施設と同様に掲載してもらえる可能性はあるのでしょうか。	指定管理業務については、「県のたより」に掲載可能な場合があります。指定管理部分以外の自主事業については、掲載できません。
4	募集要項P13 12(2)ア2年目以降 の指定管理料	「外部環境の変化による収支構造の著しい変化等」における「著しい」とは具体的にどのような基準を想定していますか。第5期においては、実態に応じて、物価や賃金のスライド制が導入されると理解して良いのでしょうか。	「外部環境の変化による収支構造の著しい変化等」について、具体的な基準はありません。 リスク分担については、(参考資料8)「県と指定管理者のリスク分担」にリスクの内容とその負担者を定めておりますが、想定を著しく上回る変動が生じた場合など、リスク分担に定める事項で疑義がある場合、又はリスク分担に定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議し、分担を決定することになります。 なお、現時点で、第5期について物価・賃金スライド制度の導入は予定されておりません。
5	様式2事業計画書P 5 1(3)ア(ア)事業の実 施方針	利用促進のための取組で毎年度の利用者数・稼働率の目標数値を令和元年度以前を参考に設定とありますが、参考資料7の令和元年度以前の実績値は現在利用停止となっているトレーニング機器の個人利用の数字がその他施設使用計に含まれていると考えられますが、今後、目標数値からは除して考えてよいでしょうか	利用者数・利用率の目標数値は、令和元年度以前を参考に、第5期の募集条件に基づいて設定してください。
6	参考資料8 県と指定管理者のリ スク分担	不可抗力に新型コロナウイルス等の感染症は含まれるのでしょうか	新型コロナウイルス感染症等の感染拡大が指定管理業務に及ぼす影響は様々だと考えられますので、不可抗力に該当するか否かは、個別の状況に応じて検討の上、判断いたします。
7	募集要項P9 9(3)ア利用料金の 徴収	キャッシュレス化に伴う手数料は指定管理者が負担するのでしょうか。募集要項12ページの指定管理料に積算済ということでしょうか。	かながわ労働プラザの駐車場は既に交通系ICによる決済を導入しており、その手数料は県負担で、県による積算にも含まれています。それ以外のキャッシュレス化を指定管理期間中に実施する場合の費用は、実施時に県と指定管理者で協議を行うため、収支計画には含めません。
8	募集要項P9 9(3)ア利用料金の 徴収	令和8年4月からキャッシュレス化を実施する必要があるのでしょうか。業務により、対象範囲や導入時期の差が生じることは可能なのでしょうか。	キャッシュレス化の実施時期は定めていませんが、できるだけ速やかに対応いただくようお願いします。業務により対象範囲や導入時期に差が生じることは可能です。
9	募集要項P11 10(1)指定管理業務 に係る経費	県作成の収支・積算内訳の総額の範囲内であれば、事業費や管理費の各項目は増減があってもよいのでしょうか。	県の積算は、県が指定管理業務に相当する業務を外部に発注する場合を想定した額であるため、民間のノウハウを活用していただき、指定管理料が県の積算を下回っていれば、支出額や収入額、その内訳等の額は、県の積算と異なっていて構いません。
10	様式3経費積算内 訳	様式3の経費積算内訳には、指定管理料を記載する欄がありませんが、参考資料5の「かながわ労働プラザ各年度想定収支・積算内訳」と同様に枠外に欄を作成して記載すればよろしいでしょうか。	収入の欄に行を追加し、指定管理料を記載ください。